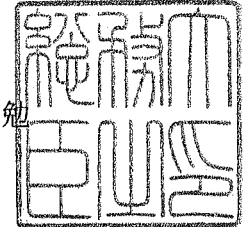


総政企第 225 号  
平成 21 年 7 月 13 日

統計委員会委員長  
竹内 啓 殿

総務大臣  
大藤 勉



諮問第20号  
農業経営統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成21年6月29日付け21統計第201号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 諮 問 の 概 要

(農業経営統計調査の変更について)

## 1 調査の目的等

農業経営統計調査（以下「本調査」という。）は、農業経営統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、農産物の販売を目的とする農業経営体の経営及び農畜産物の生産費の実態を明らかにして、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的として実施される調査である。

本調査は、昭和24年から実施された農家経済調査及び米生産費統計調査並びに昭和24年から順次整備されてきた米以外の農畜産物生産費調査を統合して、平成7年から実施されている調査であり、その後、平成8年から開始された農業組織経営体経営調査を平成16年に統合し、平成20年から品目別経営統計を廃止して現在に至っている。

## 2 本調査の変更の背景

### (1) 本調査の変更に至るまでの経緯

農林水産省では、平成16年から検討が始まった総人件費改革に基づく大幅な人員削減の動きに対応するため、農林水産統計全般（本調査を含む。以下同じ。）を抜本的に見直し、平成22年度における人員配置を見据えた見直し計画（調査本数の削減、国の職員による実地調査の原則廃止等）を平成16年9月に策定した。

しかし、その後、この見直し計画に基づき実施した作物統計調査の調査員調査化による調査員の作物等の見誤りや郵送調査化による回収率の低下、未記入・記入誤り等に対処するために職員による補完が求められたこと、また、農政の重要課題である米の生産調整、経営所得安定対策等に直接用いられる統計の精度向上などへの的確な対応が求められたことなどにより、当該見直し計画の内容では、対応が困難となった。

このため、農林水産省では、農林水産施策の遂行上、真に必要な不可欠な調査・調査事項に重点化し、それ以外は調査・調査事項の廃止等を行うといった観点で、統計調査の実施基準（政策手法に直結するものに限定すること等）を設けて農林水産統計全般について再度見直し（「農林水産統計の再構築」（平成20年4月））を行い、本調査についても同基準に沿った検証をしたところである。

### (2) 本調査における郵送回収導入後の問題点

本調査においては、この「農林水産統計の再構築」における見直しのほか、平成16年9月の見直し計画に基づき、平成19年の統計審議会（当時）答申に則して、平成20年調査から順次、郵送回収を導入・拡大してきている。

しかし、郵送回収の協力が得られる客体数の伸び悩み、郵送回収により不完全な調査票が提出されるといった問題が生じ、職員による調査や補正・補完を引き続き広く行わざるを得ない状況となっているなど、当初想定していた効率化が図られておらず、このままでは調査結果の精度の維持にも影響が生じるおそれがある。

## 3 変更の趣旨

今回計画されている営農類型の見直しは、上記「農林水産統計の再構築」の一環とし

て行われるものであるとともに、これまでの郵送回収の状況を踏まえると、現在と同様の調査対象の範囲及び報告者の数に対して調査を継続することが、物理的に一層困難な状況になりつつあることから、調査結果の利活用の再点検を行った上で、行政施策の遂行上利活用されることが少ない調査対象についての統廃合を行うものである。

#### 4 変更内容

今回計画されている変更内容は、調査対象となる営農類型及び報告者の数を見直し、これを変更するとともに、併せて集計の対象となる営農類型を変更するものである。

##### (1) 個別経営体

個別経営体の経営統計に関する調査については、従前、水田作、畑作、野菜作、果樹作、花き作、酪農、肉用牛、養豚、採卵養鶏及びブロイラー養鶏の10類型として調査してきたが、行政施策の遂行上利活用されることが少ない「花き作」「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」について、報告者の数を減らし「その他」に集約する。

これに伴い、集計する営農類型を水田作、畑作、野菜作、果樹作、酪農、肉用牛及び養豚の7類型とし、「花き作」「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」については、個別の集計を中止する。

##### (2) 組織法人経営体

組織法人経営体の経営統計に関する調査については、従前、個別経営体と同様の類型に対して調査を行ってきたが、行政施策の遂行上利活用されることが多い「水田作経営」及び「畑作経営」の2類型のみを継続し、それ以外の類型については、利活用されることが少ないことから、調査対象から除外する。

これに伴い、集計する営農類型を水田作及び畑作のみとし、それ以外の類型については中止する。